



ハッピーリリー 岡村通信



発行責任者
無所属県民会議川口支部岡村ゆり子
〒332-0031
埼玉県川口市青木2-9-26アオキビル2F
TEL048-229-0530

Vol. 45 2022. 7

川口市の花は鉄砲ユリです
皆様と「住んでよかった。これからも住み続けたい」と
思える幸せなまちをつくりたいとおもいます。

いつもありがとうございます。日頃から課題意識を持っているものやいただいたご意見などを基に、埼玉県議会6月定例会で一般質問を行いました。前向きな答弁を得られたものもあります。一般質問特大号としてご報告いたします。(質問・答弁一部抜粋)

《質問項目》

1 更なるひきこもり支援を行えるよう県として実態調査をしてはいかがか

2 警察公舎について

- (1) 適切な管理について
- (2) 規模縮小や見直しの考え方について
- (3) 解体や改築などの整備計画策定と公表について
 - ア 解体や改築などの整備計画策定について
 - イ 公表について



3 シングルファザーへの支援の充実を

- (1) 男性のための相談窓口の活用について
- (2) 利用しやすい相談体制を
- (3) 必要とする支援制度を利用しやすくすることについて

4 障がい者アートについて

- (1) 企業とのマッチングについて
- (2) 県内施設に展示する際に有料レンタルすることについて

5 親子の面会交流について

- (1) 面会交流支援団体の周知を
- (2) 第三者機関への委託について

6 特別支援学校にパワーアシストスーツを

7 ギフテッドへの理解促進について

8 廃棄物との見分けがつかない資材置き場の監視や指導の強化について



1 更なるひきこもり支援を行えるよう県として実態調査をしてはかがか

岡村質問：ひきこもりとは、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」を呼ぶ。国が行った調査結果から、ひきこもりの高齢化がわかり若年層だけでなく個人にあった支援が必要とされる。適切でより充実した支援を行うことができるよう、県として実態を把握する調査を行うべきと考えるがいかがか。

知事答弁：市町村の枠を超えて広域に活動している民間団体などを通じ、実態についてヒアリングを行った上で、単なる保健所が把握をしている事実関係の調査にとどめることなく、より深掘りをした形で調査し国に報告する。

2 警察公舎について

警察公舎は、独身寮と世帯用待機宿舎があり、有事即応、組織としての体制強化などが目的で設置されてる。新米の警察官は最初の2年間は配属された警察署の管轄区域内に住まなければならないが、それ以降は埼玉県警察処務規程の規定により埼玉県内並びに本部庁舎から半径25キロ以内の東京・千葉であれば居住の自由がある。令和4年6月1日現在、県内には独身寮が45棟、室数1194室、待機宿舎は108棟、室数1696室、計153棟、2890室。合計しての入居率は令和4年6月1日時点で57.1%となっている。

(1) 適切な管理について

岡村質問：空室が多く、草木は生え放題で、使っていないであろう自転車などもそのままになっている。剪定計画や適切な管理の見回りなどどのようにしているのか。適切な管理をすべきと考えるがいかがか。

警察本部長答弁：独身寮については幹部職員による巡回指導をあらかじめ計画を定めて実施していく。待機宿舎についても本部職員による随時の施設検査の際に併せて建物周辺の状況を確認し、環境整備について管理人を通じて居住者に指導・助言をしていく。

(2) 規模縮小や見直しの考え方について

岡村質問：入居率が約半数の現状もあり、規模縮小や見直しをすべきと考えるがいかがか。

警察本部長答弁：平成29年に策定した「埼玉県警察施設マネジメント方針」に基づき、有事相応体制を維持するための必要性を踏まえつつ、老朽化の程度や現在の入居率を考慮して閉鎖や棟数、部屋数の削減をして改築することを含め、総合的な対応を行っている。

(3) 解体や改築などの整備計画策定と公表について

ア 計画策定について

岡村質問：どのような基準や議論で整備計画が策定され進捗状況はいかがか。

警察本部長答弁：平成29年に策定した整備計画に基づき、警察署単位での警察公舎の必要数を踏まえつつ、スリム化を図ることとしている。168棟あった公舎のうち現在まで15棟を廃止解体。1棟を規模縮小して改築している。

イ 公表について

岡村質問：現在整備計画が公表されていないが、透明性の観点からも公表すべきと考えるがいかがか。

警察本部長答弁：公舎の所在地等の情報が含まれるものであることから、安全面を考慮し公表していない。現在計画の見直しを図っていることから、他府県警察の例を参考にし検討していく。



3 シングルファザーへの支援の充実を

全国のひとり親世帯の数は推計で142万世帯とされている。その内訳は、母子世帯が123.2万、父子世帯が18.7万。ひとり親の7世帯に1世帯は父子家庭になる。ここ数年でひとり親の貧困問題などがクローズアップされる機会が増え、ひとり親が多くの社会問題と関連していることは広く認識されるようになった。しかし、そのひとり親は主に母子、シングルマザーに焦点を当てられることが多く、父子、シングルファザーが抱える問題は見過ごされがちであると感じている。

(1) 男性のための相談窓口の活用について

岡村質問：男性のための電話相談については、月2回のうち1回を平日の夜に変更することや電話のみではなくメールでも相談を受けられるようにしたり、一層の周知や情報発信を行うなど、より多くの方が利用しやすいようにすべきと考えるがいかがか。

県民生活部長答弁：令和4年度は、名刺サイズで作成した相談案内カードを大型商業施設や駅の男性トイレに置いたり、デジタルサイネージ等を活用するなどして、積極的に周知を図る。

(2) 利用しやすい相談体制を

岡村質問：シングルファザーがより利用しやすい相談体制の充実を求めるがいかがか。

福祉部長答弁：相談相手を必要としているにも関わらず、相談件数が少ない理由として、自立支援員による相談窓口の存在がよく知られていないことが考えられる。再度の周知を図るとともに市町村とも連携して離婚時や児童扶養手当の申請時などの機会をとらえて対象となる方に直接周知を図っていく。

岡村再質問：現在の県ホームページにある主な相談事例に「子どもの成長について」などシングルファザーが必要としているものを記載することも利用しやすくなると考えられるがいかがか。

福祉部長再答弁：母子家庭と父子家庭では相談の中身が変わってくるため、父子家庭特有の課題についてわかるようホームページ等の広報を充実させていく。

(3) 必要とする支援制度を利用しやすくすることについて

岡村質問：シングルファザーが必要としている支援のニーズを把握し、市町村と連携して支援の充実や利用しやすいようにすべきと考えるがいかがか。

福祉部長答弁：これまでの支援は、特に収入面でのより厳しい状態に置かれる母子家庭を中心に実施されてきた。また母子家庭の方が父子家庭に比べ世帯数が多いことから、一般的には「ひとり親」すなわち母子家庭のイメージが強い。今後父子家庭が必要としているニーズを把握し、支援の対象であることを改めて強調し、気軽にサービスを利用できる雰囲気醸成できるよう市町村とも連携して広報を工夫していく。

4 障がい者アートについて

(1) 企業とのマッチングについて

岡村質問：障がい者アートの販売が広がらない現実もあるため、より一層の取り組みをしていただきたいがいかがか。

福祉部長答弁：今年度は新たに、県内経済団体や業界団体に協力を求め、会員企業に会報誌などを通じて広く魅力をPRしていく。障がい者アートの芸術的な価値を一層高めるとともに、企業の社会貢献についての理解も深め、企業とのマッチングを促進していく。

岡村再質問：現在作成しているチラシではなく、手にした際にイメージがわかりやすいよう、障がい者アート作家にデザインをお願いしてみたいがいかがか。

福祉部長再答弁：今後より企業とのマッチングを進めていくため、新たなチラシを作成する際に、障がい者アート作家に直接デザインをしていただくなど効果的な方法を検討していく。

(2) 県内施設に展示する際に有料レンタルすることについて

岡村質問：県内14か所への常設展示について、無償ではなく有料レンタルで提供し、作り手や団体が定期的、継続的に報酬を得られるようなシステムを構築することはできなか。

福祉部長答弁：まずは障がい者アートの魅力を知っていただけるよう働きかけていく。定期的、継続的な支援は大切であるため、有料レンタルについては先事例を参考にしながら検討していく。

5 親子の面会交流について

父母が離婚した後などの親子の面会交流については、民法第766条で規定されている。また、その面会交流の方法等については、父母の協議で定めることができ、協議が調わないときなどには家庭裁判所が定めるものとされている。子を監護しない父母の一方と子が定期的に面会等の交流を持つことは、一般的には、子どもの福祉を害しない限り、子どもの健全な成長のために好ましいことであると理解されている。

(1) 面会交流支援団体の周知を

岡村質問：面会交流を必要としている方に必要な情報がいきわたるよう、面会交流支援団体の周知をしていただきたいがいかがか。

福祉部長答弁：面会交流の意義や方法についての周知を図るため、新たに県ホームページに面会交流に関する情報を提供するサイトを立ち上げていく。

(2) 第三者機関への委託について

岡村質問：県として第三者機関に委託することにより、面会交流を必要とする方々の負担を軽減できると思うがいかがか。

福祉部長答弁：面会交流事業を行っている東京都や千葉県をはじめ、全国15自治体の令和2年度の実績は80ケースに留まっている。どのような方法がよいか第三者機関への委託も含め検討していく。

6 特別支援学校にパワーアシストスーツを

岡村質問：パワーアシストスーツは、身体に装着し、駆動装置や人工筋肉などの動力を用いて人間の機能を拡張・補助する装置。介護、工場、物流、農作業など、あらゆる作業の現場で腰の負担を大幅に軽減することができるとされている。特別支援学校において、導入を検討してはいかがか。

教育長答弁：実際に教職員が試着する機会を設け、その有効性を検証するとともに、導入を予定している自治体もあることから、その状況や効果などいかがいながら研究していく。

7 ギフテッドへの理解促進について

岡村質問：子どもの発達障がい専門とする医師によると、ギフテッドは、障がいや病気といった医学用語ではなく、いわゆる“神が与えた才能（特別なギフト）”を意味する言葉。知的に高い子どもや芸術的才能に優れていて、先天的に平均よりも顕著に高い能力が2つ以上あることとされている。まずは指導する教職員の理解が必要であると考えがいかがか。

教育長答弁：国の動向を注視しつつ、現場の声を聴いていく。併せて通常学級だけでなく円滑な学校生活を送ることができるよう、通級指導教室の設置に向けて市町村を支援していく。

8 廃棄物との見分けがつかない資材置き場の監視や指導の強化について

岡村質問：資材置き場の形態は様々でルールが守られていないところもある。県として、資材か廃棄物か見分けのつかないものを置いている資材置き場の監視や指導をしていただきたいがいかがか。

環境部長答弁：不適切事案の通報を受けつける廃棄物不法投棄110番を設置し、県民の方から寄せられた苦情に対して迅速に対応するとともに、環境管理事務所職員や警備会社によるパトロールを実施している。今後、県警察とも連携を深め、市町村に意見を求めながら悪質な現場に対する監視や指導を強化していく。

